パブリック・コメント用資料

公衆浴場法・旅館業法・住宅宿泊事業法に関する荒川区ルール（素案）

パブリック・コメント受付期間

令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月２７日（金）

令和８年１１月

荒　川　区

パブリック・コメントに当たって

▽意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方

①区内に在住、在勤、在学の方

②区内に事務所または事業所を有する個人、法人及び団体

③本条例により影響を受ける個人、法人及び団体

▽提出方法

次のいずれかの方法で、令和８年１１月２７日（金）必着でご提出いただき、全ての項目を漏れなく記入してください。

①電子メール

→件名は「パブリック・コメント」とご記載いただき、下記のメールアドレスにご送付ください。

②オンラインフォーム

→下記のＬｏＧｏフォームからご送付ください。

③郵送

→封筒の表面に「パブリック・コメント」とご記載いただき、意見提出書を記載・封入のうえ、下記の宛先にご送付ください。

④窓口へ持参

→意見提出書をご記載いただき、下記の担当課窓口にご持参ください。

⑤ファクシミリ

→意見提出書をご記載いただき、下記のＦＡＸ番号にご送付ください。

▽いただいたご意見の取扱い

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、提出者の情報が特定されないよう取りまとめ、ご意見に対する区の考え方等とともに後日公表いたします。

なお、ご意見につきましては、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

【ご意見の提出・問合せ先】

〒１１６－８５０２　荒川区荒川二丁目１１番１号　区役所北庁舎１階

荒川区保健所生活衛生課環境衛生係

電話番号：０３（３８０２）４２３６

ＦＡＸ番号：０３（３８０６）２９７６

メールアドレス：kankyo-eisei@city.arakawa.lg.jp

ＬｏＧｏフォーム：https://logoform.jp/f/CwgiM

【二次元コード】

公衆浴場法・旅館業法・住宅宿泊事業法に関する荒川区ルール（素案）

１　ルール改正の背景

平成２９年の旅館業法大規模改正と住宅宿泊事業法制定を受け、区では、「区民の安心・安全の確保」を最優先に、併せて「宿泊者の衛生的な環境確保」を目指し、旅館業や住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を適切な状態で運営できるよう全国に先駆けて条例改正をはじめとした環境や体制整備を進めてまいりました。

しかし、令和７年１２月に他区で発生したサウナの事故や、区内における小規模旅館の条例違反、住宅宿泊事業者の法令違反による摘発等、区民の安全・安心を脅かす新たな課題が生じています。

このため、社会情勢の変化や事業者の遵法意識の課題に対応し、区民の良好な生活環境の維持と施設の安全・衛生確保を目的に、３つの条例を改正いたします。

２　各条例の主な改正内容（素案）

【荒川区公衆浴場法施行条例関係】

①サウナ室出入口の扉の構造

緊急時に利用者が容易に脱出できるよう、安全な構造とする旨を新たに定めます。

また、扉やその周囲について日常的な点検・整備を行う旨も新たに定めます。

②サウナ室内部の見透し（外部からの視認性）の確保

外からサウナ室内の利用者の様子や異変等がすぐに確認できるよう、内部の状態が見える窓を設置する旨を新たに定めます。

③緊急時等における通報設備の設置と管理

サウナ利用中の体調不良等の緊急時に、利用者がサウナ室の中から従業員等に通報するための設備を設置し、常に使用できる状態にしておく旨を新たに定めます。

【荒川区旅館業法施行条例関係】

①旅館業施設内サウナ室の構造設備

上記の荒川区公衆浴場法施行条例と同様、安全措置のための基準を新たに定めます。

②外国事業者等が営業者となる場合の代理人の選任

外国在住の個人や外国法人が旅館業を営業する場合、施設の管理運営や苦情対応等に応じることができる国内代理人の選任を新たに定めます。

③客室の構造設備に関する基準

総客室の延床面積は２００㎡以上とする旨を新たに定めます。また、旅館・ホテル営業について、客室の数は１０室以上とする旨も新たに定めます。

④従業員用トイレの手洗い設備

感染症対策や施設の衛生水準を向上させるため、営業従事者が使用する便所に流水式の手洗い設備を設置する旨を新たに定めます。

⑤階層式寝台（２段ベッド）の安全基準

これまで簡易宿所営業にのみ適用されていた階層式寝台の安全基準を、旅館・ホテル営業の施設にも新たに定めます。

【荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例関係】

①近隣住民への責務

近隣住民から説明の求めがあった場合は、近隣住民の理解を得るよう努める旨を新たに定めます。

②外国事業者等が営業者となる場合の代理人の選任

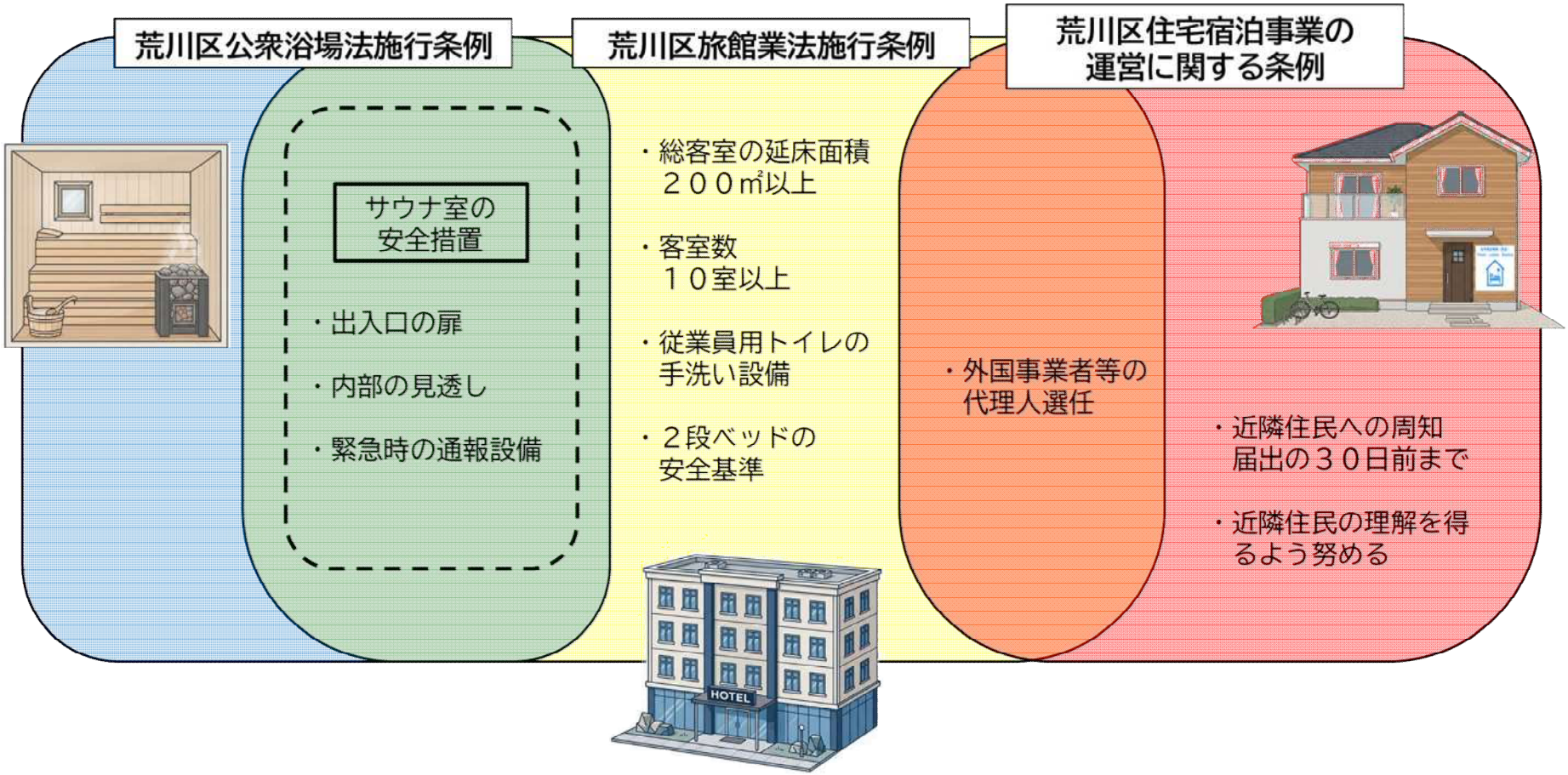
上記の荒川区旅館業法施行条例と同様、国内代理人の選任を新たに定めます。

③近隣住民への周知

届出をする日の３０日前までに、近隣住民に対し、周知する旨に改めます。

※現行は届出をする日の７日前まで

改正概要図


荒川区公衆浴場法施行条例
荒川区旅館業法施行条例
荒川区住宅宿泊事業の
運営に関する条例
サウナ室の
安全措置
・出入口の扉
・内部の見透し
・緊急時の通報設備
・総客室の延床面積
２００㎡以上
・客室数
１０室以上
・従業員用トイレの
手洗い設備
・２段ベッドの
安全基準
HOTEL
・外国事業者等の
代理人選任
・近隣住民への周知
届出の３０日前まで
・近隣住民の理解を得
るよう努める

公衆浴場法・旅館業法・住宅宿泊事業法に関する

荒川区ルール（素案）に対するご意見

住所　　電話番号	
学校・勤務先等（荒川区外にお住まいの方のみご記入ください）　電話番号	
氏名（ふりがな）　・　法人名または団体名（ふりがな）	年齢
ご意見（各条例の素案について自由記載）	
【荒川区公衆浴場法施行条例】	
【荒川区旅館業法施行条例】	
【荒川区住宅宿泊事業の運営に関する条例】	

【ご意見の送付先】

〒１１６－８５０２　荒川区荒川二丁目１１番１号　区役所北庁舎１階

荒川区保健所生活衛生課環境衛生係

ＦＡＸ番号：０３（３８０６）２９７６

メールアドレス：kankyo-eisei@city.arakawa.lg.jp

ＬｏＧｏフォーム：https://logoform.jp/f/CwgiM

【二次元コード】

締切日：令和８年１１月２７日（金）